

宮崎労働局における個人情報漏えいの発生について

宮崎労働局（局長 吉越 正幸）は、宮崎労働基準監督署（以下「宮崎署」という。）において発生した個人情報漏えいについて、下記の事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

記

1. 概要

宮崎署において、事業場より電子申請で提出された、被災労働者に係る療養補償給付たる療養の給付請求書を紛失する個人情報漏えい事案が発生した。

紛失した当該請求書には、被災労働者氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、傷病の部位及び状態、事務員氏名が記載されていた。

2. 事実経過

(1) 令和 8 年 3 月 30 日、事業場より電子申請で提出された当該請求書を、職員 A は、同月 31 日に印刷し、入力担当者である職員 B に手渡し、職員 B は受付処理を行った。

その後、職員 B は、所定の手続が残っていたため、通常の保管場所ではなく、自身の管理するトレイに入れてキャビネットに保管した。

(2) 職員 B は、4 月 1 日以降、他の業務を優先したことから、当該請求書を通常の保管場所に移動することを失念しており、自身の管理するトレイに入れたままの状態であった。

なお、職員 B は、同月 15 日にシュレッダーを利用したことが確認されている。

(3) 4 月 21 日、当該請求書に係る診療費請求書内訳書の写しが宮崎労働局より送付され、確認作業中、所定の保管箱に当該請求書がないことが判明した。

また、職員 B は、自身の管理するトレイを確認したが、当該請求書の所在を確認できなかった。

(4) 4 月 22 日以降、署内の執務室等を捜索したが、当該請求書を発見できなかった。

(5) 4 月 23 日、署長等が被災労働者及び事業場関係者を訪問し、本事案の経過の説明及び謝罪を行った。

3. 発生原因

当該請求書については、所定の手続が終われば、所定の保管場所に格納することとしていた。しかし、職員は、その所定の手続が残っていたため、当該請求書を所定の保管場所に格納せず、職員自身の管理するトレイに入れてしまったこと、その所定の手続を残した状態で、他の業務を優先し、処理を終えなかったことがあげられる。

また、保管場所の確認が定期的に行われていなかったことがあげられる。

さらに、シュレッダーを行う際に、シュレッダーをかける文書を一枚一枚ダブルチェックしなかったことがあげられる。

4. 2次被害の有無

職員Bが4月中に発送した文書が2件あったが、送付先に架電して確認した結果、いずれも文書の紛れ込みは認められなかった。また、4月15日に不要書類とともに誤ってシュレッダー処理をした可能性があること、この間、外部から当該請求書が紛れ込んでいた旨の連絡もないことから、現時点で2次被害のおそれは低いと考えられる。

5. 再発防止策

(1) 宮崎署における対応

従来は、一連の処理を職員が単独で行っていたものを、管理職を含めて他職員が進捗状況の確認を行い進めることとしたほか、下記の具体的な再発防止策の徹底について、4月30日に署内研修会議を開催し、署長から指示をした。

(具体的な再発防止対策)

- ① 電子申請で到達し紙に出力の上で受付印を押印した請求書について、他に必要な添付書類等が到達するまでの間、所定の場所に保管することを徹底し、保管する際は点検表に記載し、記録を残す。管理者は、保管状況を定期的に確認する。
- ② 個人情報に記載された書類であって、用務を終えて廃棄すべきものは、専用のボックスに入れて一定期間保管後に、必要書類が紛れていないか2名の職員で確認し、シュレッダー処理する。

(2) 労働局における対応

- ① 4月27日の会議で総務部長より局内各課室・各労働基準監督署及び公共職業安定所に対し、個人情報漏えい防止のための基本動作の徹底を指示した。
- ② 5月18日、労働基準部長より各署労災部署に対して下記の事項を実施するよう指示した。
 - (ア) 保管場所の徹底及び保管管理状況の定期的な確認を徹底すること。
 - (イ) シュレッダーを使用する際は、複数人で1枚1枚確認した上で細断すること。

(照会先)

宮崎労働局労働基準部労災補償課

課長 若本 正宏

労災管理調整官 和田 真由美

(電話) 0985(38)8837

宮崎労働基準監督署

署長 大野 一喜

業務課長 宮之原 幸一

(電話) 0985(29)6000